

一関市立厳美小学校 いじめ防止基本方針

はじめに

この方針は、平成25年6月28日交付の【いじめ防止対策推進法の第13条】および平成29年3月14日の改定を踏まえ、本校におけるいじめ問題等に対する具体的な方針および対策等を示すものである。

I いじめ問題に対する基本的な考え方

1 定義

【いじめ防止対策推進法第2条】による。

「児童に対して、当該児童等が在籍する学校等に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものをも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

※けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

2 基本認識

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、インターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめ問題をいっそう深刻化、潜在化させている。

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の児童、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

3 学校としての構え

いじめ問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域、及び関係機関等の協力を得ながら社会総がかりで対峙すべきことである。

本校においては、児童の学びを保障するのが学校と捉えており、児童が学校という集団の中で、安心して主体的に学ぶことができるよう教職員も含めお互いを尊重しあえる学校作りをめざしており、いじめの防止、対策、対処もこの観点で取り組むべきこと考える。

- (1) いじめは、いつでもどの子にも起こりうる。
- (2) いじめは見ようと思っていなくて見つけにくい。
- (3) 特にも本校児童集団は、6年間人間関係が変わらない集団であるので、気づきにくい小さないじめの素因の積み重なりには十分注意していく必要がある。

II いじめ未然防止のための取り組み

- 1 魅力ある学級・学校づくり（分かる授業・規範意識・主体的判断力・自治力）（教職員に）
 - ・すべての児童が主体的に活動したり互いに認め合ったりするなかで、「分かった、できた」という達成感を味わえるよう、教科指導を充実する。
 - ・すべての児童が大切にされるべき学級の一員であり、一人一人が仲間と関わり、自己存在感を味わいながら、望ましい人間関係を作ることができるよう、よさを認め合う学級経営・教科経営を充実する。
 - ・いじめや暴力、差別や偏見等を見逃さず、学級活動はもとより児童会活動でも適時取り上げ、児童が主体的に問題解決に取り組むよう指導する。
 - ・教育活動全体を通じて全職員が自他の生命のかけがえのなさや人を傷つけることが絶対許されないことなどについて、具体的な場面で繰り返し指導する。
 - ・「学級・学校に居場所がある」ということが感じられるような心の成長を支える教育相談に努める。

- 2 生命や人権を大切にす指導（豊かな心）（児童に培う力）
 - ・様々な個性をもつ人々と関わりあって社会性を育み、他人の心の痛みや生きることの喜び等を理解できるよう、自然や生き物とのふれ合いや幅広い世代との交流、ボランティア活動等の心に響く豊かな体験活動をする。
 - ・教育活動全体を通じて、児童一人一人に命を大切にす心、他を思いやる心、自律の心、確かな規範意識等が育つ道徳教育を充実する。
 - ・誰もが差別を許さず、偏見を排しながら互いに思いやりの心をもって関わるができるための「認識力」「行動力」「自己啓発力」を育む人権教育を充実し、相互の人間尊重の気風がみなぎる学校作りを進める。

- 3 すべての教育活動を通した指導（自己指導力）
 - ・教育活動全体を通じて、以下の3点を留意した指導を充実する。
 - ① 児童に自己存在感を与える。
 - ② 共感的な人間関係を育成する。
 - ③ 相手を理解し、よりよく関わろうとする態度を育成する。
 - ④ 自己決定の場を与え、自己の可能性の開発を援助する。

- 4 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - ・スマートフォンや通信型ゲーム機等の取り扱いに関する指導の徹底について、教職員及び保護者の間で共通理解を図る。また、スマートフォンや通信型ゲーム機等を介した誹謗中傷等への適切な対応に関する啓発や情報モラル教育等をいっそう充実する。
 - ・インターネット上のトラブルやSNSの使い方について、親子情報研修や、保護者や地域の方も交えた交流会等、自治的な活動を充実する。

III いじめの早期発見・早期対応

- 1 アンケート等による的確な情報収集、校内連携体制
 - ・いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見・早期対応ができるよう、日常的な声かけ、定期的なアンケート「ハッピーアンケート」（記名式）やQUの実施とそれに基づいた教育相談等、多様な方法で児童のわずかな変化の把握に努めるとともに、変化を多面的に分析し、対応に生かす。
 - ・年間3回のいじめ調査等を全職員の共通理解の上で実施し、「いじめ未然防止・対策委員会」で学校の状況等を確認し、対策を検討する。

- ・学級担任や養護教諭等全職員が、些細なサインも見逃さない、きめ細かい情報交換を日常的に行い（職員朝会等）、いじめの認知に関する意識を高めるとともに、教育相談員や特別支援教育指導員の役割を明確にし、協力体制を整える。

2 教育相談の充実

- ・教職員は、受容的かつ共感的な態度で傾聴・受容する姿勢を大切に教育相談を進める。特に、問題が起きていないときこそ信頼関係が築けるよう、日頃から児童理解に努める。
- ・問題発生時においては、「大丈夫だろう」と安易に考えず、問題が深刻になる前に早期に対応できるように、危機意識をもって児童の相談にあたる。
- ・児童の変化に組織的に対応できるようにするため、生徒指導主事を中心に担任、養護教諭、校内の全職員がそれぞれの役割を相互理解した上で協力し、保護者や関係機関等と積極的に連携を図る。

3 教職員の研修の充実

- ・年度当初の職員会議や夏季休業中の現職研修はもちろんのこと、必要に応じて適宜職員研修を行い、「いじめ防止は相手理解から」「相手理解は言葉の背景理解から」という校内研修にも関わる啓発標語や資料を活用したり、対応マニュアルを見直したりして、一人一人の教職員が、早期発見・早期対応はもちろん、未然防止に取り組むことができるよう、校内の研修を充実する。
- ・いじめの事案があった際には、その事案から生きた教訓を学ぶなど、教職員の研修を行う。
- ・教職員の認識や言動、障害のある児童・帰国児童・性同一障害などの児童・被災児童など多様化する児童への対応についても研修する。

4 保護者との連携

- ・いじめの事実が確認された際には、いじめた側、いじめを受けた側ともに保護者への報告を行い、謝罪の指導を親身に行う。
その指導の中で、いじめた側の児童にいじめが許されないことを自覚させるとともに、いじめを受けた児童生徒やその保護者の思いを受け止め、いじめる児童自身が自らの行為を十分に反省する指導を大切にする。いじめの問題がこじれたりすることのないよう、保護者の理解や協力を十分に得ながら指導に当たり、児童生徒の今後に向けて一緒になって取り組んでいこうとする前向きな協力関係を築くことを大切にする。

5 関係機関との連携

- ・いじめを中心とする生徒指導上の諸問題を学校だけで抱え込まず、その解決のために、日頃から教育委員会や警察、子ども相談センター、民生児童委員、学校評議員等とのネットワークを大切に、早期解決に向けた情報連携と行動連携を行い、問題の解決と未然防止を図るように努める
- ・インターネット上の誹謗中傷については、保護者の協力を得ながら迅速に事実関係を明らかにするとともに、状況に応じて警察等の関係機関と連携して解決に御当たる。

IV いじめ未然防止・対策委員会の設置

【いじめ防止対策推進法第22条】

「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」

いじめ未然防止、早期発見、早期対応等を実効的かつ組織的に行うため、また、重大事態の調査を行う組織として、以下の委員により構成される「いじめ防止・対策委員会」を設置する。

学校評議員 PTA 役員 警察駐在 (校長が必要と判断したとき) 校長 副校長 教務主任 生徒指導主事 保健主事 養護教諭 教育委員会担当者

V いじめ未然防止、早期発見・早期対応の年間計画

『 学びの保障、交流する言葉の力の育成、情報共有と即座の対処 』

月	取り組み内容	各種アンケート等	学校行事・諸活動等
4	<ul style="list-style-type: none"> ・PTA総会での「方針」説明 ・校報での「方針」説明 ・職員研修(前年度からの引き継ぎ事項の確認含む) ・「厳美っ子の一日」を確認 ・児童の実態把握 ・いじめ防止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・方針の確認 	春休み 始業式 入学式 学級開き 班編制 学習訓練 登校方法別安全指導
5	<ul style="list-style-type: none"> ・生徒指導研究会 ・教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハッピーアンケート①実施(教育相談①) 	運動会
6	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・QU実施 	学力向上強化月間① 陸上大会
7		<ul style="list-style-type: none"> ・「厳美っ子の一日の振り返り」内容確認・指導 	学期末評価 夏休み 計画作成 校外学習
8	<ul style="list-style-type: none"> ・「厳美っ子の一日」を確認 生徒指導研究会 (QUの見方) 		始業式 夏休みの振り返り 2学期開き 班編制
9	<ul style="list-style-type: none"> ・休み明けの変化に留意 ・教育相談週間 ・いじめ防止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・心と体のアンケート(教育相談②) 	音楽会練習 作品展用作品制作 学習旅行
10			学習発表会
11			学力向上強化月間②
12	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者学校評価(アンケート)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・「厳美っ子の一日の振り返り」内容確認・指導 	学期末評価 冬休みの計画づくり 学級
1	<ul style="list-style-type: none"> ・アンケート結果をもとにした教育相談 	<ul style="list-style-type: none"> ・ハッピーアンケート②実施(教育相談③) 	始業式 冬休みの振り返り 学期開き
2	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ・「厳美っ子の一日の振り返り」内容確認・指導 	学力向上強化月間③ 児童会総会
3			一年のまとめ 自己評価 次年度めあて
年間	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議の場での学年間情報共有 ・縦割班長会議 ・スクールバス集会 	<ul style="list-style-type: none"> ・『はあとポスト』の設置と投函手紙の確認(通年) 	学習活動・グループ学習 委員会活動 清掃活動 係活動 集団活動

VI いじめ問題発生時の対応

1 いじめ問題発生時・発見時の初期対応

○組織対応

- ・「いじめ未然防止・対策委員会」で方針を確認し、事実確認や情報収集、保護者との連携等、役割を明確にした組織的な動きをつくる。

○対応の重点

- ・児童からいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時には他の業務に優先して、即日対応をする。（速やかに具体的な行動をとらなければ、児童は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。）
- ・いじめの兆候を把握したら、速やかに情報を共有し、組織的かつ丁寧に事実確認を行う。
- ・いじめの事実を確認できた、あるいは疑いがある場合にはいじめを受けた（疑いがある）児童の気持ちの寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- ・いじめに関する事実が認められた場合、いじめた側といじめを受けた側の双方の保護者に説明し、家庭と連携しながら児童への指導に当たる。
- ・保護者との連携の下、謝罪の指導を行う中で、いじめた児童が「いじめは許されない」ということを自覚するとともに、いじめを受けた児童やその保護者の思いを受け止め、自らの行為を反省するよう指導に努める。
- ・状況に応じて、心理や福祉等の専門家、教育経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得る。
- ・いじめを受けた児童に対しては、保護者と連携しつつ児童を見守り、心のケアまで十分配慮した事後の対応に留意するとともに、二次被害や再発防止に向け中・長期的な取組を行う。
- ・いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪だけでなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の課題の除去、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成されるものである。
- ・いじめに関する事実と指導の経過を教育委員会へ報告する。

○対応の順序

- ①いじめの訴え、情報、兆候の察知
- ②管理職への報告と対応方針の決定
- ③事実関係の丁寧かつ確実な把握（複数教員で組織的に、保護者の協力を得ながら、背景も十分に聞き取る。）
- ④いじめを受けた側の児童のケア（必要に応じて外部専門家の力を借りる。）といじめた側の児童への指導（背景を十分に踏まえた上で指導する。）
- ⑤保護者への報告、家庭内指導の協力養成、保護者への指導
- ⑥関係機関との連携（教育委員会への報告、警察や児童相談所）
- ⑦経過の見守りと継続的な支援、家庭との連絡

2 「重大事態」と判断された時の対応

- いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときについては、以下の対応を行う。

- ①教育委員会へ「第一報」で速やかに報告する。

- ②当該重大事態と同種の事態発生の防止に資するため、教育委員会の指導の下、事実関係を明確にするための調査に当たる。
- ③上記調査を行った場合は、調査結果について教育委員会へ報告するとともに、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ④児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切な援助を求める。

VII 学校評価における留意事項

- いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、学校評価において次の2点を加味し、適正に学校の取り組みを評価する。
 - ①いじめの早期発見の取組に関すること
 - ②いじめの再発を防止するための取組に関すること

VIII 個人情報等の取り扱い

- 個人調査（アンケート等）について
 - ・個人調査は指導の際の参考資料として来年度まで保存する。
 - ・いじめ問題が重大事態に発展した場合は、重大事態の調査組織においても、アンケート調査等が資料として重要になることから個人ファイルで18歳まで保存する。